

30 高教福第 467 号

平成 30 年 8 月 9 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育員会事務局

教職員・福利課長

「単身赴任手当の取扱いについて」の一部改正について（通知）

「単身赴任手当の運用について（通知）」（平成 2 年 3 月 13 日付け元高人委第 255 号人事委員長通知）の一部改正に伴い、「単身赴任手当の取扱いについて」（平成 2 年 4 月 25 日付け 2 教義第 156 号・2 教高第 174 号教育長通知）の一部を下記のとおり改正しましたので、管内の学校長及び職員に周知するとともに、適切な取扱いをお願いします。

記

1 改正内容

別添「新旧対照表」のとおり

2 主な改正点

配偶者との別居に係る「やむを得ない事情」について、保育所等に在所している同居の子の年齢制限を廃止する。

3 適用年月日

平成 30 年 7 月 27 日

新旧対照表

(新)

単身赴任手当の取扱いについて（抜粋）

1 略

2 支給範囲及び支給額

(1) 支給の要件

異動・移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員又は規則で定める職員（（2）の権衡職員）であること。

ア・イ 略

ウ 別居

(ア) 略

(イ) やむを得ない事情により配偶者と別居したことが必要である。この場合のやむを得ない事情とは、別居のときに次の a から e の事情があることである。（規則第 2 条）

a ～ d 略

e その他配偶者が職員と同居できないと認められる a から d に類する事情

人事委員会が定める「a から d に類する事情」は、次のとおりであること。（人事委員長通知規則第 2 条関係第 2 項）

(a) 配偶者が疾病等により介護を必要とする別居の親族を介護していること。ただし、配偶者が主として介護する場合に限る。

(b) 配偶者が保育所等に在所している同居の子を養育すること。

(c) ～ (h) 略

(旧)

単身赴任手当の取扱いについて（抜粋）

1 略

2 支給範囲及び支給額

(1) 支給の要件

異動・移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員又は規則で定める職員（（2）の権衡職員）であること。

ア・イ 略

ウ 別居

(ア) 略

(イ) やむを得ない事情により配偶者と別居したことが必要である。この場合のやむを得ない事情とは、別居のときに次の a から e の事情があることである。（規則第 2 条）

a ～ d 略

e その他配偶者が職員と同居できないと認められる a から d に類する事情

人事委員会が定める「a から d に類する事情」は、次のとおりであること。（人事委員長通知規則第 2 条関係第 2 項）

(a) 配偶者が疾病等により介護を必要とする別居の親族を介護していること。ただし、配偶者が主として介護する場合に限る。

(b) 配偶者が保育所等に在所している満 3 歳以上の同居の子を養育すること。

(c) ～ (h) 略

新旧対照表

(新)

(旧)

(ウ) 略

エ・オ 略

(2) 権衡職員（条例第 21 条の 2 第 3 項及び規則第 5 条）

（１）の要件は満たさないが、人事交流等により採用された職員等（１）の職員との権衡上必要があると認められるアからケの職員に対しても（１）の職員に準じて単身赴任手当が支給される。

ア～ウ 略

エ 配偶者のない職員で、異動・移転に伴い転居し、人事委員会の定める事情により同居していた満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子と別居した職員で、単身の要件及び距離制限を満たす（職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるものを含む。）職員（規則第 5 条第 2 項第 3 号）

(ア) 人事委員会の定める事情は次のとおり。（人事委員長通知規則第 5 条関係第 3 項）

a 子が学校等に在学又は保育所等に在所すること。

b 略

(イ)・(ウ) 略

オ 異動・移転に伴い転居した後、異動・移転の日から起算して 3 年以内に人事委員会の定める特別の事情により異動・移転直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあつては、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居し、別居の直後の配偶者等の住居から別居の直後に在勤する公署に通勤困難と認められる（職務の遂行上住居を移転し配偶者等と同居することができないと人事委員会が認め

(ウ) 略

エ・オ 略

(2) 権衡職員（条例第 21 条の 2 第 3 項及び規則第 5 条）

（１）の要件は満たさないが、人事交流等により採用された職員等（１）の職員との権衡上必要があると認められるアからケの職員に対しても（１）の職員に準じて単身赴任手当が支給される。

ア～ウ 略

エ 配偶者のない職員で、異動・移転に伴い転居し、人事委員会の定める事情により同居していた満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子と別居した職員で、単身の要件及び距離制限を満たす（職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるものを含む。）職員（規則第 5 条第 2 項第 3 号）

(ア) 人事委員会の定める事情は次のとおり。（人事委員長通知規則第 5 条関係第 3 項）

a 満 3 歳以上の子が学校等に在学又は保育所等に在所すること。

b 略

(イ)・(ウ) 略

オ 異動・移転に伴い転居した後、異動・移転の日から起算して 3 年以内に人事委員会の定める特別の事情により異動・移転直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあつては、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居し、別居の直後の配偶者等の住居から別居の直後に在勤する公署に通勤困難と認められる（職務の遂行上住居を移転し配偶者等と同居することができないと人事委員会が認め

新旧対照表

(新)

るものを含む。) 職員で、単身の要件を満たす職員 (規則第 5 条第 2 項第 4 号)

(ア) 配偶者のある職員の「人事委員会の定める特別の事情」は、次のとおり。(人事委員長通知規則第 5 条関係第 4 項)

a 略

b 配偶者が学校等に入学、転学若しくは在学する子又は保育所等に入所、転所若しくは在所する子を養育するため、転居 (所在する地域を異にする 3 以上の公署に勤務したことにより 2 回以上住居を移転した職員 (以下「転々異動職員」という。)) 以外の職員は旧勤務地住宅への転居に限る。) すること。

c ～ k 略

(イ) 配偶者のない職員の「人事委員会の定める特別の事情」は、次のとおり。(人事委員長通知規則第 5 条関係第 5 項)

a 子が学校等に入学若しくは転学するため、又は保育所等に入所若しくは転所するため、転居 (転々異動職員以外の職員にあっては、旧勤務地住宅への転居に限る。) すること。

b 略

カ～ケ 略

(3) 略

3・4 略

(旧)

るものを含む。) 職員で、単身の要件を満たす職員 (規則第 5 条第 2 項第 4 号)

(ア) 配偶者のある職員の「人事委員会の定める特別の事情」は、次のとおり。(人事委員長通知規則第 5 条関係第 4 項)

a 略

b 配偶者が学校等に入学、転学若しくは在学する子又は保育所等に入所、転所若しくは在所する満 3 歳以上の子を養育するため、転居 (所在する地域を異にする 3 以上の公署に勤務したことにより 2 回以上住居を移転した職員 (以下「転々異動職員」という。)) 以外の職員は旧勤務地住宅への転居に限る。) すること。

c ～ k 略

(イ) 配偶者のない職員の「人事委員会の定める特別の事情」は、次のとおり。(人事委員長通知規則第 5 条関係第 5 項)

a 満 3 歳以上の子で学校等に入学若しくは転学するため、又は保育所等に入所若しくは転所するため、転居 (転々異動職員以外の職員にあっては、旧勤務地住宅への転居に限る。) すること。

b 略

カ～ケ 略

(3) 略

3・4 略